

公立大学法人高崎経済大学
第2期中期計画
(平成29年度～平成34年度)



平成29年4月

公立大学法人高崎経済大学中期計画

目 次

- I 中期計画策定の基本的視点
- II 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
 - 1 中期計画の期間
 - 2 教育研究上の基本組織
- III 基本計画
 - 1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
 - 8 予算、収支計画及び資金計画
 - 9 短期借入金の限度額
 - 10 不要財産の処分に関する計画
 - 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 - 12 剰余金の使途
 - 13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

I 中期計画策定の基本的視点

平成23年4月、高崎市立高崎経済大学は、公立大学法人高崎経済大学に移行するとともに、同月を始期とし平成29年3月を終期とする中期計画を策定した。この間、法人化初期の試行錯誤はあったものの、着実に計画の実現が図られてきた。

しかし、法人化当初においてある程度は予測されていたとはいえ、グローバル化の進展のテンポは著しく、また、その一方で地方創生の緊要性はますます増大している。今後、高崎経済大学においては、グローバル化への対応と地方創生への貢献ができる社会科学系の「知」を習得した人材の育成に向けて、教育・研究・地域貢献の質を向上させ、社会的使命（ミッション）を果たしていく必要がある。

高崎経済大学は、平成29年に創立60周年を迎え、卒業生も3万3千人を超える。これまでも、高崎市民によって支えられ発展を遂げてきたが、これからも地域に根を張り、市民に支えられる大学としてその存在意義を高めていかなければならない。

平成29年3月における18歳人口は約119万人であるが、本中期計画の終期の平成35年3月には約110万人へと1割近く減少する見込みとなっている。全国型公立大学という伝統を持つ高崎経済大学が、「地域に根を張り、世界と交流する知の拠点」として、その評価を一層高いものとするために、以下の3つの重点項目を掲げる。

- 1 新設された経済学部国際学科の機能が十分発揮されるようにする。
- 2 地域政策学部は地域自立に関連する科目を拡充強化するとともに、学科の再編強化を図る。
- 3 基盤的基礎教育の全学共通化を図るとともに、その推進体制を整備する。

しかしながら、これらは、一朝一夕に実現されるものではない。高崎経済大学の各種方針の下、全学の教育・研究の更なる高度化、学生に対するきめ細かな総合的支援などの各種取組を日々着実に積み重ねることによってのみ実現できるものであり、それらの計画的推進こそが目的達成の要をなすものである。

平成29年4月を始期とする本中期計画は、以上のような基本的視点に立ち、今後の6年間において目指すべき方向と実現すべき事項について、取りまとめたものである。

II 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

学部	経済学部	経済学科、経営学科、国際学科
	地域政策学部	地域政策学科、地域づくり学科、観光政策学科
大学院	地域政策研究科	
	経済・経営研究科	

Ⅲ 基本計画

1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生の育成

ア 「学位授与方針」の改正を行い、「学位授与方針」と教育課程とのつながりについて学生に明示すること等により、「学位授与方針」に基づく適正な学位授与を行う。

イ 開講科目の履修系統を明確化し、学生が「教育課程編成方針」に即した履修計画を組むことを容易にする方策を講じる。

ウ 「学習成果評価方針（アセスメント・ポリシー）」¹を策定し、学生育成目標等の達成度を測る。

② 入学者受入

ア 大学、学部目的等に沿った人材を獲得するため、現行の入試方法を点検し、多面的、総合的に志願者の能力を測るための入試方法を改善する。

イ 本学を志す受験生及び関係者に対して積極的に情報を提供するため、大学訪問の受入れ、高校訪問の実施など²、全学一丸となった戦略的な広報活動を行う。

ウ 特別入試の合格者を対象に入学前教育の改善を図り、入学時までの学力の向上、本学での学びへのモチベーションを高めることを目指す。

③ 全学的な教学マネジメントの確立

ア 経済学部国際学科を開設し、専門科目の授業の一部を英語により実施するほか、国際経済・国際経営関連科目を充実させるなど、グローバル時代に対応した人材を育成する。

イ 地域政策学部は、日本の地域政策における教育研究のフロンティアとして、政策法務、地域づくりなど地域自立に関連する科目を拡充強化し、各学科のあり方を見直し、地域貢献ができる人材の育成機能を強化する。

ウ 高崎経済大学生共通の基礎的能力の基盤となる英語や日本語運用能力などの科目を全学共通化するとともに、その教育を推進する体制を整備する。

エ 能動的学修（アクティブ・ラーニング）³の拡充強化や、学生が学修成果を可視化できる仕組みを構築するなど、学生を積極的な学びへと導くための方策を講じる。

¹ 学生の学習成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針

² 大学訪問では、高校生や保護者、教員が本学を訪れ、大学概要の聴講や施設見学を行う。高校訪問は、本学教職員が、県内外の高校を訪問し、大学の概要や入試動向などを説明する。

³ 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、能動的な学修への参加を取り入れた教授法及び学習法の総称

④ 教育の改善

ア 授業評価アンケート、ピアレビュー⁴及び学生、卒業生に対する調査の継続など、多面的な評価を実施し、その結果を基にFD（ファカルティ・ディベロップメント）⁵活動を行う。

⑤ 社会貢献できる人材育成

ア まちなか教育活動センターが運営する「cafe あすなろ」での活動の拡充を図るとともにこれを通じて、座学にとどまらず実社会において社会貢献活動を体験することにより、有為な人材を育成する。

イ 高崎経済大学生により組織された社会貢献活動団体に対して、認証を行うことにより、社会貢献活動の円滑な実施や社会貢献活動団体組織の適正な運営に資するための積極的な支援を行う。

(2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 研究水準の向上

ア 個人研究費及び学内競争的資金の有効活用を図り、大学としての重点研究を推進する。

イ 先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等により、現代社会の複雑化・多様化する諸問題の解決に取り組む。

ウ 公立大学の特性を踏まえ、地域産業・地域経済・地域社会に貢献できる実践的研究を推進する。

エ 地域と世界を結びつける幅広い視野をもつ研究を行い、海外提携校との学術交流や海外の研究者との共同研究を実施する。

② 研究の実施体制

ア 教員が研究支援に求める多様なニーズを日常的に把握し、より研究しやすい環境を整備する。

イ 海外提携校との学術交流を推進するとともに、海外の研究者との共同研究や連携による国際展開の可能性を検討し、海外とのネットワーク形成を促進する。

ウ 地域科学研究所のプロジェクト研究費を拡充し、地域社会の課題解決を念頭に学内外の研究者とともに先進的な研究プロジェクトを実施する。

③ 地域科学研究所の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 研究プロジェクトの成果を毎年度刊行・公表するとともに、学外者を招いた研究会を実施し、その評価を行う。

イ 情報発信のため、研究内容について紀要「産業研究」を毎年度2回、研究所の活動について「ニューズレター」を毎年度3回発刊する。

⁴ 教員間相互評価

⁵ 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称

④ その他の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 教員の研究成果の所属学会などにおける積極的な発信をはじめ、学内の研究成果を国内外に広く発信する。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学修支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。

イ 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生を含む全ての学生に対する学修相談体制を整備し、学修しやすい環境を整備する。

ウ ラーニングcommons⁶など、授業時間外に学生が自由に利用できる設備を整備する。

エ 在学中にもかかわらず履修登録をしない学生への対応策を講じるとともに、休学・退学につながる気掛かりな学生を早期に発見できる仕組みを構築する。

オ 「知識習得」と「思考能力の獲得」のために、個人学習と共同学習の場を備えた図書館の整備を進めるとともに、学生が情報活用能力を習得できる専門研修の機会を拡充する。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 生活支援

ア 臨床心理士を中心としたカウンセリング体制の拡充を図る。また、教員による相談体制のあり方や周知方法について検討し、機能の改善、充実化を図る。

イ 部活動やサークル活動について、学生が自主的かつ積極的に活動できるような支援体制を整備する。また、課外活動やボランティア活動についても同様に支援体制を整備する。

ウ 学生生活実態アンケート調査や卒業生アンケート調査について、内容を見直しながら継続的に実施し、その結果を踏まえ、学生が充実したキャンパスライフを過ごせるよう環境を整備する。また、アンケート調査以外の方法で「学生の声」を収集する。

エ ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合に、学生が躊躇なく相談できるよう環境を整備する。

オ 学生の健康維持・促進のため、健康診断の受診率向上を図る。また、学生が健康に関する正しい知識を持つよう、校医と連携しながら啓発活動を実施する。

② 経済的支援

ア 授業料減免を必要とする学生に幅広く制度が適用されるよう制度全体の体系的見直しを行う。

⁶ 複数の学生が集まって、電子情報や印刷物を含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供すること。

イ 後援会、同窓会の奨学金に関しても、適切かつ広範に制度が適用されるよう選考基準などについて協議し、改善を図る。

(3) キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア キャリア支援指針（キャリア形成年次ピラミッド⁷）に基づき、学生が4年間を通じて体系的にキャリア形成できるよう支援を行う。

イ 進路決定届等を通じたアンケートを行い、キャリア支援体制に対する満足度やニーズを把握・検証するとともに、学生に対し最新の就職活動の動向を踏まえた、より効果的な支援を行う。

ウ インターンシップ活動について、就業体験の意義を教示するガイダンスの開催や有用な情報提供などを積極的に行い、職業の適性見極めのための環境を整備する。

エ 企業に対する本学のPR強化を図るため、採用側へのアピール手法を研究し、本学学生の魅力を発信できる広報誌を作成する。広報誌は各地域での情報交換会参加企業や来学した企業等に配布するなど、多様な機会を利用して提供する。

オ 同窓会との連携により、全国各地で活躍する卒業生から在学生支援の協力を得て、学内外で就職相談会や模擬面接会を実施するなど、実践的なキャリア支援を拡充する。

(4) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学公認団体に対する支援の充実を図る。また、各団体が相互の連携を深めるとともに、大学の各種行事へ積極的に参加するよう、施策を講じる。

イ 大学公認団体の顧問や監督、学外指導者の実態を把握のうえ、学外指導者との明確な関係を構築し、連携を強化する。

ウ 学生が任意に設立した団体の実態や活動を把握し適切な指導や円滑な情報伝達ができる体制を構築する。

3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 高崎市をはじめとした、地域社会への貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 地域社会への貢献、市民への知の還元

ア 教職員・学生が、高崎市、地域団体、NPO等と連携して行うまちづくり活動を支援する。

イ 市民の意見・要望等を幅広く取り入れた魅力的な公開講座等を開催し、生涯学習の拠点として高崎市民の学習機会を広く提供する。

⁷ 各学年の目標に沿った支援の積み上げにより、学生が4年間を通じて体系的にキャリアを形成できるよう定めたキャリア支援に関する学内の方針

ウ 市民を対象とした地元学講座やエクスカージョン⁸の実施等、高崎市をはじめ県内各地の歴史、現状、課題等を学習する場を提供し、市民と共に高崎地元学を創造する。

② 地方公共団体との連携、産学官連携

ア 大学の研究支援事業として、教職員・学生が高崎市の中長期的課題を解決するための研究を推進する。

イ 地方公共団体、商工会議所及び企業等との連携により、経済・産業振興に関するニーズを把握し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

③ 社会人教育の充実

ア 社会人に求められる政策立案能力の養成、企業人が求めるリフレッシュ教育等のニーズに応えるため、大学院への挑戦を広く地方自治体、経済団体、企業等に呼びかけ、大学院の認知度を高める。

(2) 国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国外提携校との連携等

ア 海外留学及び学術交流のための国際的な大学間連携を積極的に推進し、現在8校の提携大学を20校以上とすることを目標とする。

イ 受入交換留学生のための住居等の生活環境及び全ての留学生のための各種相談対応等の充実等支援体制を整備する。

ウ 海外提携校との研究交流や国際的な研究を推進するために、国外の大学との学術交流に取り組む教員を対象とした支援制度や国外の研究者の受入れ等、交流体制を創設する。また、論集の英文化等により、学内の研究情報を広く海外に発信する。

② グローバル人材育成

ア 学生の短期語学留学、海外フィールドワーク（専任教員企画）等の年間海外派遣数を、収容定員の10%とすることを目標とする。

イ 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、イングリッシュ・カフェ⁹の充実など、英語に日常的に触れられる機会を拡充する。

ウ 受入交換留学生や外国人留学生と日本人学生との連携、協力、交流を促進する。

(3) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 高崎市教育委員会との連携協定に基づく高崎市立高崎経済大学附属高校との高大連携を推進する。また、本学学生と附属高校生が連携事業を通じて汎用的技能（論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力等）を習得できるための支援を行う。

⁸ 群馬県内や隣接県を視察し、地域づくりへの取組、企業見学、ヒアリング等を行うこと。

⁹ 英会話学校から派遣されたネイティブスピーカーを講師として、学生が気軽に生きた英会話に触れる機会を平成26年度から提供している。学生ラウンジの空きスペースを活用し、授業の合間に英会話を楽しむ学生が見受けられる。

イ 県内外高校からの出前授業依頼を積極的に受け入れ、高校生が大学教育に触れる機会を創出するとともに、本学教員と高校教員が意見交換を行うなど、高校への情報発信の場の拡充を図る。

ウ 進学説明会やオープンキャンパス等で、高校生やその保護者と本学の教員及び学生との交流を図るための機会を拡充する。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果を活用し、業務運営の改善を行う。

イ 本学におけるガバナンス体制の総点検¹⁰結果を踏まえ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンス体制の点検・見直しを定期的に行う。

ウ 教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとしたガバナンス体制についての監査を強化する。

エ 教員の教育活動や研究成果、地域・社会貢献活動など教員に係る情報を一括して収集整理し、研究者データベースを構築するとともに、社会的ニーズに対応した方法で公表する。

オ 機能的な業務運営を行うために、情報の共有化・一元化についての点検及び見直しを行い、教育研究組織と事務組織の協働体制を強化する。

カ 入試事務の合理化を図るため、入学試験のウェブ出願を導入する。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価制度の再検討に向けた調査・研究を行う。

イ 教職員のライフスタイルの多様性を尊重し、よりよい職場環境を整備する。事務職員においては、時間外勤務の削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む。

ウ 大学職員としての能力向上のため、SD（スタッフ・ディベロップメント）¹¹研修内容の充実を図る。

エ 事務職員の外国語運用能力向上のため、各種研修や外国語運用能力試験の受験などを促進し、グローバル化の進展に対応した人材養成に取り組む。

オ 長期間にわたる経験、蓄積を必要とする教務、入試、キャリア支援等の部門は、プロパー職員が主力になって担えるよう、重点的な職員の配置を行う。

¹⁰ 平成27年の学校教育法の改正に伴い、大学の教育研究に係る権限が学長にあることを、規程等において明確化されているかの点検を行った。

¹¹ 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修

5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 科学研究費助成事業の本学教員採択者の割合が研究代表者30%、分担者を含め50%を超えることを目標として、申請書レビュー¹²やアドバイザー制度¹³等の支援体制を整備し、外部資金の一層の獲得を推進する。
- イ 他大学の先進的な取組、効果的な取組等について情報を収集し、本学の研究に効果的な取組を導入するとともに、研修等を実施し教職員のスキルアップを図る。

(2) 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 経営戦略の視点から、教育基盤の整備や各事業実施の優先順位を明確にし、効果的な予算配分を行う。
- イ 管理経費について定期的に状況を把握し、効果的な執行を図る。

(3) 資産の管理運用の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 大学資産の利活用状況を調査し、その結果に基づいて共用・用途変更などを進める。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 法人の経営及び財務状況並びに大学の教育、研究及び地域貢献に対する自己点検・自己評価を明確な根拠資料に基づいて実施し、その結果について公表するとともに、PDCAサイクルを展開する。

(2) 情報公開の推進及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 開かれた大学、顔の見える大学を実現するとともに、本学の多様なステークホルダーの期待に応えるため、広報チャンネルを整備し、機動的かつ戦略的な広報活動を展開する。
- イ 外部機関による評価結果等への対応策について公表し、説明責任を果たす。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 中長期的な施設の整備計画を策定し、必要性の高い施設の早期着工を目指す。
- イ 既存施設や設備の適切な維持補修を行い、ライフ・サイクル・コスト¹⁴の縮減を図る。

¹² 研究費等の申請書を提出する前に、第三者による申請書類記載内容等の見直しを行うこと。

¹³ 研究者が研究費申請に際して、科学研究費補助金審査委員経験者や科学研究費獲得などの実績がある研究者等から、研究内容・研究計画等について、指導・助言を受けることのできる制度

¹⁴ 企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額のこと。

ウ 教育用PCの利用環境や大学事務運営に係る情報基盤関連について、計画的に整備・更新を行う。

エ 知識のライフサイクル（創出、応用、保存、普及）の場である図書館において、快適な利用環境の向上を図るとともに、情報資源の拡充と設備の改善を進める。

(2) 法令遵守体制の充実と研究の健全化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学内諸規程を含めた法令遵守の徹底及び危機管理体制の充実及び強化を行う。

イ 情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適時点検する体制を整備する。

ウ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に即し、学内関係規程の整備、不正防止計画の見直し、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制を整備する。

エ 快適な教育研究環境と労働環境づくりのため、安全衛生研修の実施や安全衛生管理体制を強化する。

(3) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 人権侵害を防止するため、適切な相談環境及び事後対応体制を整備し、研修を通じて意識の啓発を行う。

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 省エネルギー対策の推進により、光熱水費の節減を図る。

イ 二酸化炭素排出量削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。

(5) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 「オール高経」の力の結集・発揮に向けて、後援会や同窓会との定期的な情報交換を行う。

イ 各種行事において、後援会、同窓会、大学の三者の連携を強化するとともに、卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイの継続的開催など、卒業生が大学を身近に感じることができる機会の増加を図る。

8 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成29年度～平成34年度）

第2期中期目標の達成に向け、かつ、本計画の重点項目をはじめとした取組の着実な実現を期して、以下の考え方により予算を編成する。

○収入の部

・授業料等収入

国際学科設置、広報活動の強化により志願者数の確保を見込んだ検定料並びにこれまでの実績を踏まえた入学料及び授業料の確保を目指す。

・受託研究等収入

大学が受託する研究及び事業に係る収入増を目指す。

・補助金

これまでの実績を踏まえた研究補助金等の確保を目指す。

・その他収入

これまでの実績を踏まえた上記以外の収入の確保を目指す。

・運営費交付金

支出見込額から授業料等の収入見込額を差し引いて得た額とする。

なお、退職手当については各年度の所要額を算定する。

○支出の部

下記の支出を見込む。

・教育経費

海外留学支援の拡充をはじめとする学修支援、授業環境の充実等教育に係る必要な経費

・研究経費

地域貢献及び教育に資する研究事業の拡充をはじめとする研究に係る必要な経費

・教育研究支援経費

個人学習、共同学習の場を備える等の図書館機能拡充整備、情報基盤整備等に係る必要な経費

・人件費

国際学科設置に伴う教員増分を含め役員及び教職員に係る必要な人件費

・一般管理費

計画的な施設の維持修繕、学内環境整備等を含め大学の管理運営に係る必要な経費

・施設整備費

災害復旧、大規模修繕等特別な対応の必要性が発生した場合の必要に応じた経費

・受託研究等経費

大学が受託した研究及び事業の収入に見合う経費

(2) 収支計画（平成29年度～平成34年度）

毎年度の予算に基づき、地方独立行政法人会計基準を遵守し、各年度の費目ごとの収入及び支出の執行を適正に行う。

(3) 資金計画（平成29年度～平成34年度）

毎年度の予算に基づき、各年度の資金管理計画を的確に策定し、確実な資金管理を行う。

9 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

3億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることがあり得る。

10 不要財産の処分に関する計画

なし

11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

12 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、翌年度以降の教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし